## SANSEI JOURNAI

地 ソコダイ

十六限目

パーセント

わる

【問題】

次のワードと関連性が高いと思われる数値を それぞれ選びなさい。

①相当の地代

②賃料增減請求

③供託

④東京都·路線価·継続地代

0 024%

1 %

10%



## (解説)

今回は地代にまつわるパーセントを問題にしてみまし た。なかなかピンとこない数値ばかりが並んでいますが、 ぜひ全問正解にチャレンジしてみてください。

①法人が土地(更地)を所有していて、その土地を権 利金の授受無しに他人に(建物の所有を目的とする)賃 貸した場合には、借地権の譲渡が発生、つまり権利金の 授受が発生したと認定されます。実際に権利金の授受が されていれば何も問題はありませんが、権利金の授受が ない場合、税務上、権利金相当分を土地使用者(借地権者) に無償譲渡したとみなされ、権利金の認定課税がなされ、 借地権者側に所得税や法人税等が課されることになって しまいます。この認定課税を受けないためには、適正な 権利金を授受するか、税務署が認める「相当の地代」を 支払う必要等があります。この「相当の地代」(年額)が、 更地価格のおおむね6%という金額なのです。

②賃料増減請求と縁が深い数値は 10% です。例えば、 地主から地代の値上げを要求されたとします。その値上 げが不相当だと思い、借地権者が相当と思う地代を支払 い続け、それが調停や裁判等で地主の主張が支持された 場合には、借地権者は、地主から値上げ要求をされた日 に遡って、その差額賃料を地主に対して納めなければな りません。その際、差額賃料に利息を付さなければならず、 その利息の額が年利10%と定められています。

③地代はいろいろな事情があって、地主に直接納める ことができない場合があります。それは過去の当紙問題 でもあった通りですが、その場合、借地権者は地代を供 託所に支払うことによって、賃料不払い等の債務不履行 を回避することができます。この供託された地代を地主 が受け取る場合には、当該地代と共に利息を受領するこ とができます。もちろん利息部分を負担するのは、供託 所(国)です。この利息が、超低金利の年利 0.024% と いうわけです。ちょっとした地代ならば電車賃にもなら ないので、利息が付くと言っても地主は全く喜んではい られませんね。

④平成 21 年、22 年に東京都不動産鑑定士協会が調査 した結果によると、東京都 23 区の住宅地における公示 地価に対する地代の割合(活用利子率)は約 0.8% とい うことです。ということは、路線価を基準にすると、東 京都 23 区の住宅地の地代はおおよそ路線価の 1% とい うことになります。

## ものしりのもり



都道府県ってなんで呼び方が違うの?

1871年(明治4年)7月14日に廃藩置県が行われました。

現在では1都1道2府43県となっていますが、これらの名称の違いはあるのでしょうか? <『都』と『道府県』の違いは特別区の存在>

特別区とはいわゆる東京 23 区のことで、市に近い権限を持っていますが上下水道等の管理は 都で行うなど点で市と異なっています。これは戦時体制の統合で東京府と東京市が合併して 『都』ができたという背景のため特殊な成り立ちとなっています

<『道』の違いは歴史的背景>

『道』は律令国家の広域地方行政区分に由来しています(今でいうところの関東地方というよ うなくくりが近いでしょうか)。北海道はもともと蝦夷地と呼ばれ、松前藩が置かれていたも のの一部しか支配が及んでおらず、江戸幕府の支配体制が確立していない土地でした。そのよ うな歴史的な起源が異なるため『道』という広い範囲を全体で管轄するほうが良いとされて北 海道になりました。

<『府』と『県』は重要性の違い>

『府』という言葉は役所やみやこといった意味で使われてきました。昔からの重要地である東京・ 大阪・京都を『府』とされ、それ以外は『県』として管轄していました(その後東京は『都』へ移行)。 ちなみに現在の『道府県』の法律上の違いはほぼありません。

当時の情勢とのギャップが分かりにくい違いになったのかもしれませんね。

## 底地・居抜きアパートの情報お寄せください! 株式会社サンセイランディック

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-1オーク神田ビル7階

TEL: 03-3295-3400 http://www.sansei-l.co.jp/ FAX: 03-3295-6200

http://www.sokochi.com/

**札幌支店** 〒060-0003 北海道札幌市中央区北 3 条西 2-2-1 日通札幌ビル 7F

TEL:011-261-3960 /FAX: 011-261-3955

**横浜支店** 〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸 1-4-1 横浜天理ビル 20F

TEL:045-620-0022/FAX:045-620-0021

武蔵野支店

〒180-0006 東京都武蔵野市中町 2-5-6 HN11 ビル 1F

TEL:0422-50-0520/FAX:0422-50-0650



JASDAQ

名古屋支店 〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 2-18-25 丸の内 KS ビル 9F

Email: info@sansei-l.co.jp

TFI :052-219-2781/FAX:052-219-2788

**大阪支店** 〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀 1-2-14 本町産金ビル 9F

TEL: 06-6532-8830/FAX:06-6532-8831

福岡支店 〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴 1-2-1 天神陽明ビル3F

TEL: 092-718-0212/FAX: 092-718-0213

